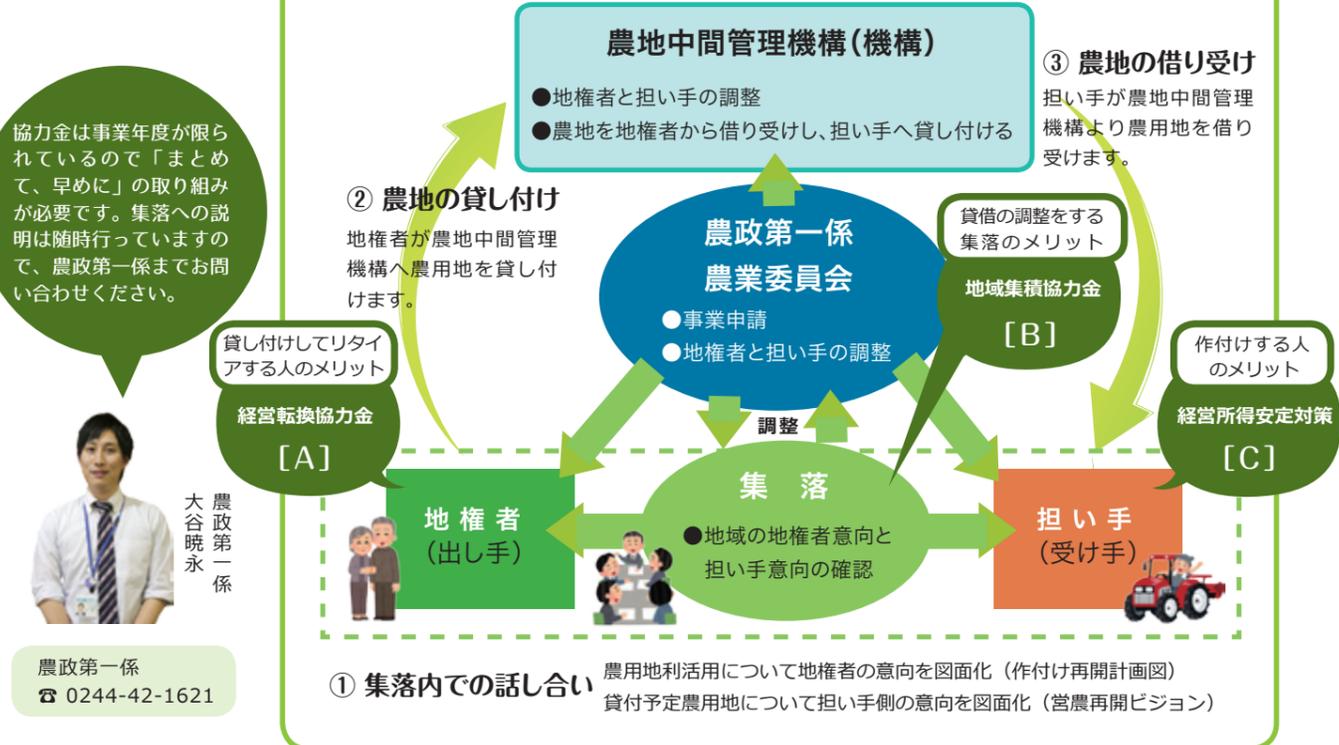


農地中間管理事業の流れ



市民の皆さんと共に「農」の再生を進めます 農政第一係・第二係

飯舘村の農政では、生きがい、なりわい、家族のつながり、歴史など、さまざまな意味を含めて「農」という言葉を使ってきました。
 また「農」の再生に向けて、避難から9年間歩みを止めず、
 〈第1段階〉村外での営農再開支援
 〈第2段階〉村内での先駆的な営農再開支援
 〈第3段階〉農業復興組合の設立
 〈第4段階〉営農再開ビジョンに基づく支援
 〈第5段階〉10年後を見据えた話し合い

と、階段を一歩一歩登りながらの支援と事業展開を図ってきました。
 避難指示解除後3年を満了しようとする中で、村民自身による生きがい農業、なりわい農業の展開と併行して、農業未経験世代による新規就農や移住者による就農定着、村外で営農再開している方自らの村に繋がる取り組み、東京大学、福島大学、明治大学、大阪大学の活動による関係人口の増加など、「農」を基軸にした新たな動きが出てきています。
 今、「農」の再生に向けての次の段階を迎えています。
 新たな集落営農組合や農業法人を立ち上げての農地集積もその一例です。個々の技術・意欲を最大限に活かした農業を大切にしながら、集落全体の将来を見据えた取り組みを皆さんと一緒に進めて行きたいと思えます。

どんなメリットがあるのでしょうか

機構集積協力金交付事業について 農地中間管理事業を活用して土地の貸借契約をすることで、以下の協力金の交付を受けることができます。

[A] 経営転換協力金 令和3年度まで 1.5万円/反×貸付面積(上限50万円/戸)
 令和4年度から5年度まで 1.0万円/反×貸付面積(上限25万円/戸)
 (交付申請:令和元年から令和5年までに1戸で1回のみ)

	交付単価	上限額
令和元年度～3年度	1.5万円/10a	50万円/1戸
令和4年度・5年度	1.0万円/10a	25万円/1戸

〈交付要件〉 10年以上の契約
〈交付対象〉
 ・農業部門の減少により経営転換する農業者
 ・リタイアする農業者
 ・農地の相続人で農業経営を行わない者

[B] 地域集積協力金 令和元年度から 1.3万円～3.1万円/反 × 貸付面積

	機構の活用率		交付単価	村への交付単価
	一般地域	中山間地域		
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a	区分1 1.3万円/10a
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a	区分2 1.9万円/10a
区分3	70%超	30%超50%以下	2.2万円/10a	区分3 2.5万円/10a
区分4		50%超	2.8万円/10a	区分4 3.1万円/10a

〈交付要件〉 6年以上の契約
〈交付対象〉
 ・担い手に農地を集積・集約した集落
〈交付要件〉
 交付対象面積の1割以上が担い手に集積されていること

[C] 経営所得安定対策 田畑に作付け・販売をする場合、作物や取り組み内容に応じて助成を受けることができます。詳細については再生協議会(農政第二係内☎0244-42-1625)までお問い合わせください。

農地の出し手・担い手をつなぐ 農地中間管理事業について

農地中間管理事業とは、地権者が農地を農地中間管理機構(以下「機構」)へ貸し付けし、機構から担い手へまとまりのある形で長期間貸し付ける事業です。
 農地の貸借契約を締結する際には機構、集落、役場、農業委員会の関係機関が地権者と担い手のマッチングや事業申請のサポートを行い、農地を効率的かつ有効に活用します。
 農地中間管理事業を活用し、農地の貸借契約を締結することにより、機構集積協力金を申請する事ができます。
※次のページの図で、概要を解説します。